

■令和元年度 国保税の税率・課税限度額

| 区分 | 税率など | 課税限度額 |
|---------------------|-------------|----------|
| 医療給付費分 | 所得割 6.5% | 610,000円 |
| | 均等割 16,500円 | |
| | 平等割 16,300円 | |
| 後期高齢者 支援金等分 | 所得割 2.0% | 190,000円 |
| | 均等割 6,900円 | |
| | 平等割 5,600円 | |
| 介護納付金分 (40歳～64歳) | 所得割 2.0% | 160,000円 |
| | 均等割 7,500円 | |
| | 平等割 7,800円 | |

- ▶所得割…国保加入者の所得に応じる分
- ▶均等割…1人当たりの金額
- ▶平等割…1世帯当たりの金額

本年度の国民健康保険税(以下「国保税」と言います)の税率などは、左表のとおりです。
 納税通知書は7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに送付します。
 納付回数は原則7月から翌年2月までの8回ですが、年度途中から国保に加入した人は、届け出をした日の翌月から納付が始まり、納付回数も異なります。
 国保税の納付方法には、普通徴



国保税の納付を忘れずに

■65歳以上の人(第1号被保険者)
 65歳以上の介護保険料は下表のとおりです。本年度から第1～3段階の人の保険料軽減が強化されました。
 ■40～64歳の人(第2号被保険者)
 40～64歳の介護保険料は、加入

本年度の介護保険料は

■65歳以上の人(第1号被保険者)
 65歳以上の介護保険料は下表のとおりです。本年度から第1～3段階の人の保険料軽減が強化されました。
 ■40～64歳の人(第2号被保険者)
 40～64歳の介護保険料は、加入

介護保険とは

介護保険は、介護を必要とする本人やその家族が抱えている不安・負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。その財源は、40歳以上の人が納める保険料と、市や国などが負担する公費(税金)で賄われています。



みんなで支える介護保険

している医療保険の保険料に含まれ、その算定方法は、医療保険ごとに異なります。

介護保険料の納め方

■65歳以上の人(第1号被保険者)
 特別徴収と普通徴収の二つの納付方法があります。
 ▽特別徴収(年金からの天引き)
 年金が年額18万円以上の人は原則として特別徴収となります。保険料は年金の支払い月(年6回)に天引きされます。
 ▽普通徴収(納付書や口座振替での納付)
 特別徴収にならない人は、7月上旬に発送する納付書により納付いただきます。納付場所は市内各金融機関やコンビニエンスストア、ゆうちょ銀行(郵便局)、本館収納課、各総合支所税務会計係など。納期は年7回で、第1期の納期限は7月31日(水)です。
 口座振替による納付を希望する

収と特別徴収があります。
 普通徴収(納付書や口座振替での納付)
 納付は、市内各金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、本館収納課、各総合支所税務会計係で行えます(ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでの納付は納期限内のものに限る)。

国保税の軽減・減免制度

- 軽減制度
 倒産や解雇などにより離職した人(離職日時時点で65歳未満)で、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人は、申告により国保税が軽減されます。
- 減免制度
 災害による住宅などの損害や、失業(定年退職、自己都合の退職は除く)などによる大幅な所得減少(前年比50%以下)のため納付が困難な人は、申請により減免が認められる場合があります。申請期限は、納期限の7日前までです。

口座振替の申し込みは、市内各金融機関で受け付けています。口座振替を利用すると、毎回納める手間が省けて便利です。

特別徴収(年金からの差し引き)

世帯主が国保加入者で一定の要件に該当する世帯は、国保税が年金から差し引きになる特別徴収となります。
 なお、特別徴収の人でも、申し出により口座振替に変更することができます。
 ただし、国保税の納付状況により変更できない場合もあります。

●65歳以上の人の介護保険料(年額)

| 所得段階 | 対象者 | 負担割合 | 年額保険料 |
|-------|--------------------|--|----------------------|
| 第1段階 | 世帯全員が 市民税非課税 | 生活保護受給者および老齢福祉年金受給者、または住民税非課税世帯(課税年金収入など(*1)が80万円以下) | 基準額の0.325 23,200円 |
| 第2段階 | | 住民税非課税世帯(課税年金収入などが80万円超～120万円以下) | 基準額の0.525 37,500円 |
| 第3段階 | | 住民税非課税世帯(課税年金収入などが120万円超) | 基準額の0.725 51,800円 |
| 第4段階 | 課税世帯で本人 は市民税非課税 | 本人住民税非課税者(課税年金収入などが80万円以下) | 基準額の0.9 64,400円 |
| 第5段階 | | 本人住民税非課税者(課税年金収入などが80万円超) | 基準額 71,500円 |
| 第6段階 | 本人が 市民税課税 | 本人住民税課税者(合計所得(*2)が120万円未満) | 基準額の1.2 85,800円 |
| 第7段階 | | 本人住民税課税者(合計所得が120万円以上) | 基準額の1.25 89,400円 |
| 第8段階 | | 本人住民税課税者(合計所得が200万円以上) | 基準額の1.5 107,300円 |
| 第9段階 | | 本人住民税課税者(合計所得が300万円以上) | 基準額の1.6 114,400円 |
| 第10段階 | | 本人住民税課税者(合計所得が350万円以上) | 基準額の1.8 128,700円 |
| 第11段階 | | 本人住民税課税者(合計所得が500万円以上) | 基準額の2.05 146,600円 |

*1…*2と課税年金収入の合計から年金所得額を控除した額(第1～第5段階)
 *2…収入から必要経費と長期・短期譲渡所得特別控除額を控除した額(第6～第11段階)

【問い合わせ】
 ■課税内容・軽減などについて
 本館市民税課(☎24-2111内線236)
 各総合支所税務会計係(大迫☎48-2111内線133、石鳥谷☎45-2111内線216、東和☎42-2111内線253)
 ■口座振替について
 本館収納課(☎24-2111内線283)

熱中症を防ぐために

熱中症は、気温が高い環境下で、体温の調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもることによって発症します。小さな子どもや高齢者、病気の人などは、熱中症になりやすく、重症になると死に至る恐れもあります。
 平成30年中の市内における熱中症救急件数は、出動73件、搬送人員73人。うち65歳以上の高齢者が約半数を占めています。次のことに注意し、熱中症の発症・重症化を防ぎましょう。

- 熱中症の予防法 ▶こまめな水分・塩分の補給▶通気性の良い衣服の着用、体の冷却▶扇風機やエアコンを使用した温度調整・こまめな室温管理
- 熱中症になった人への対処法 ▶涼しい場所へ避難させる▶衣服を脱がせ、体を冷やす▶水分・塩分を補給させる
 ※症状が重い場合は、救急車を要請するか医療機関へ

【問い合わせ】消防本部警防課(☎22-6124)

【問い合わせ】
 ▽新館長寿福祉課(☎24-2111内線518)
 ▽各総合支所健康福祉係
 大迫☎48-2111内線272
 石鳥谷☎45-2111内線226
 東和☎42-2111内線231